

公告第 65 号

入札公告

上田市が発注する設計業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年4月5日

上田市長 土 屋 陽 一

1 入札対象業務

業務名	第五中学校改築事業 屋内運動場ほか実施設計業務委託
業務箇所	上田市上野
業務概要	屋内運動場実施設計業務 延床面積 2,440㎡（連絡通路含む） 構造・階数 S造・2階建て ほか
完成期限	令和7年3月31日
事業区分	補助事業
最低制限価格制度	適用あり
入札方法	・紙入札（紙入札は郵便による。） ・設計共同企業体による入札により行います。

2 入札者の資格条件

次の(1)に掲げる全ての要件を満たしていること。要件に違反をした入札は無効となります。

(1) 必要な資格

- ① 入札に参加できるのは、令和4年・5年・6年度上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格申請をした2者または3者が自主結成した設計共同企業体（以下「共同企業体」という。）のうち、その構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、上田市長による本業務にかかる入札参加資格の確認を受けた共同企業体であること。

業務委託の内容	建築コンサルタント業務
---------	-------------

共同企業体の組合せ	下記の建築士数の要件を満たす 2 者または 3 者
建築士数	代表者は一級建築士 2 名以上、構成員は一級建築士 1 名以上、共同企業体全体で一級建築士 4 名以上を配置できること。
設計実績	不要
本社の所在地	代表者、構成員ともに上田市内に本社を有していること。
共同企業体の出資比率	共同企業体の構成員の出資比率は、2 者の場合は最小で 10 分の 3 以上、3 者の場合は最小で 10 分の 2 以上とする。
その他	<p>① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。</p> <p>② 公告日から落札決定までの間に上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成 2 2 年告示第 8 0 号）に基づく停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。</p> <p>④ 上田市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>⑤ 次に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加できません。</p> <p>(ア) 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号の 2 及び第 4 号の 2 に規定する親会社等と子会社等の関係にある者又は親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者</p> <p>(イ) 一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の代表権のある役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者</p> <p>⑥ 各構成員は、2 以上の共同企業体の構成員となることはできません。</p> <p>⑦ 一方の会社の代表権のある役員が他方の者の役員を兼ねている場合において、該当する 2 者同士により結成された共同企業体は認めません。</p> <p>⑧ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。</p> <p>(ア) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 4 8 条の規定による届出の義務</p> <p>(イ) 厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 2 7 条の規</p>

	定による届出の義務 (り) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
--	--

② 入札参加資格確認手続き

次のとおり設計共同企業体入札参加資格確認申請書等を提出し、本業務に係る入札参加資格の確認を受けること。

申請書の様式	上田市ホームページに掲載
申請書の提出	令和6年4月5日(金)から <u>令和6年4月19日(火)</u> (最終日は午後5時まで)までに、上田市財政部契約検査課へ持参により提出してください。
確認結果通知	令和6年4月23日(火)までに行います。
非認定の場合の説明請求	令和6年4月24日(水)から令和6年4月26日(金)(最終日は午後5時まで)までに書面により行うこと。
説明請求に対する回答	請求を受けた日から4日以内に書面で行います。
その他	① 申請書等の作成に係る費用は提出者の負担とします。 ② 提出された申請書は返却しません。

3 入札日程等

設計図書の閲覧	令和6年4月5日(金)から令和6年5月15日(水)まで、上田市ホームページ、財政部契約検査課において行います。(窓口での閲覧は閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)	
質問書の受付	令和6年4月5日(金)から令和6年5月8日(水)まで(最終日は午後4時まで)に上田市財政部契約検査課へFAXにより提出してください。なお、提出時に質問の到達確認を行ってください。様式は指定(市ホームページ掲載)とします。	
質問への回答	令和6年5月10日(金)までに行い、閲覧(上田市ホームページへの掲載)します。	
入札書の提出方法	電子入札	該当しません。
	郵便入札	(1) 提出書類 ① 入札書 (2) 提出期限 令和6年5月15日(水)までに日本郵便(株)上田支店に到着し、同日24時までの受領印が表示されたものを有効とする。 (3) 一般書留又は簡易書留により日本郵便(株)上田支店留置として

	<p>郵送してください。</p> <p>上田市郵便入札実施要綱（平成19年告示第140号）に違反した入札は無効となります。</p>
開札日時・場所	<p>令和6年5月17日（金） 午前9時45分</p> <p>本庁舎3階301・302会議室</p>

4 入札事項等

入札事項	<p>① 1件の入札に対して複数の入札書の提出があった場合は、すべての入札を無効とします。</p> <p>② 入札参加者が1者のみの場合も有効とし開札します。</p>
入札保証金	<p>5%とし、納付は免除します。</p> <p>（ただし、落札者が契約を締結しない場合は納付を要します。）</p>
契約保証金	<p>付保割合10%以上の金銭的保証（ただし、過去2年間に市または国、他の地方公共団体と同種同規模の業務実績を2回以上有する者は免除します。）</p>
前払金	<p>契約金額の3割の範囲内で前金払します。</p>

5 設計図書の優先順位等

入札公告している設計図書について、設計図書間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお、疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

・食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答書
- 2 現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む）・指示事項
- 3 閲覧設計書
- 4 設計図面

6 その他

「上田市郵便入札実施要綱」及び「入札心得」を熟読してください。

7 問合せ先

上田市財政部契約検査課契約担当

TEL 0268-23-5257（直通）

FAX 0268-23-5116（直通）

8 中封筒及び外封筒用貼り付け用紙

点線に沿って切り取り、入札参加者名を記入し中封筒と外封筒に糊で貼り付けてください。貼り付け用紙は次ページです。

【中封筒用】

開 札 日 令和6年 5月17日 (金) 1紙
業 務 名 第五中学校改築事業
屋内運動場ほか実施設計業務委託
業 務 箇 所 上田市上野
入 札 参 加 者 名

【外封筒用1】(表面に貼付け)

〒386-8799

日本郵便(株)上田支店留置

上田市財政部
契約検査課 行

到着日付印

【外封筒用2】(裏面に貼付け)

入札書提出期限日 令和6年 5月15日 (水) 1紙
(到着期限日)
入 札 書 引 取 日 令和6年 5月16日 (木)
開 札 日 令和6年 5月17日 (金)
業 務 名 第五中学校改築事業 屋内運動場ほか実施設計業務委託
業 務 箇 所 上田市上野
入 札 参 加 者 名